

電子取引等の商品先物取引業務規則

カネツ商事株式会社

第1条（目的）

この規則は、国内商品市場における取引（以下「商品先物取引」という。）において、当社が運用する電子取引等に係る受託業務（以下「電子取引等の受託業務」という。）の適正な運営およびその管理に必要な事項を定める。

第2条（電子取引等の定義）

当社における「電子取引等」とは、オンラインセンター支店総合サービス部（以下「総合サービス部」という。）が取扱う電子取引等の取引に係る契約を締結して行われる商品先物取引をいう。

第3条（本規則の適用）

本規則は、電子取引等の取引に係る契約を締結して行う個人および事業法人の取引口座に適用する。ただし、取引所の取引参加者、会員等および当業者は除外する。

第4条（内部管理体制）

当社では、電子取引等の受託業務で求められる事項を適切に管理、監督する内部管理組織として、総合サービス部、本店管理部（以下「管理部」という。）、オンラインセンター支店システム業務部（以下「システム業務部」という。）を配置し、次の業務を担当させる。

- (1) 受託業務および顧客管理は総合サービス部が担当する。
- (2) 前項の総括管理は管理部が担当する。
- (3) 基幹システムおよびネットワークシステム等の構築、維持、保守および点検等はシステム業務部が担当する。

第5条（管理担当者およびその職務）

当社では、電子取引等の受託業務に係る管理担当者として顧客管理責任者および総括責任者を置く。

- (1) 顧客管理責任者は総合サービス部の責任者とする。ただし、責任者が不在の場合は同部署の管理職が担当する。
 - (2) 総括責任者は、管理部の総括責任者とする。
2. 顧客管理責任者および総括責任者の職務は次の通りとする。
- (1) 顧客管理責任者は、電子取引等を希望する新規参入者について受託契約を締結する目的に照らした適合性の審査を行うほか、取引の開始後の委託者に対して本規則に定める管理措置について職務を遂行する。
 - (2) 総括責任者は、顧客管理責任者から報告を受けた新規参入者の適合性の審査または取引継続希望者の審査を行い、その最終判断をする。また、本規則に定める管理措置について必要に応じて顧客管理責任者より報告を求め、必要な場合は改善させるための指示、指導を行う。

第6条（不適格者の参入防止策）

当社では、電子取引等の受託業務にあたり、次に掲げる者を「不適格者」として位置づけ、適合性の審査および取引の受託は行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害と認められる者。
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
- (3) 長期入院患者等随時連絡がとれない者。
- (4) 商品先物取引を行うに当たり支障をきたすと思われる疾病がある者。
- (5) 商品先物取引をするための借り入れをしようとする者。
- (6) 破産者で復権を得ない者。
- (7) 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずる恐れがある取引について、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずる恐れがある取引を望まない者。
- (8) 口座開設時に 75 歳以上の者。

2. 当社では、電子取引等の受託業務にあたり、次の各号の一に該当する者を「不適格者に準じる者」として位置づけ、原則として適合性の審査および取引の受託は行わない。ただし、次項に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等による生計が収入全体の過半を占める者。
- (2) 口座開設時に 25 歳未満の成年または 65 歳以上 75 歳未満の高齢者。
- (3) 取引期間中または取引を再開する際に満 75 歳を迎えた高齢者。
- (4) 一定の収入（目安として年間収入 500 万円以上）を得ていない者。
- (5) 本規則第 9 条第 3 項の各号に規定する公金取扱者。
- (6) 商品先物取引を行う適格性に疑問があると当社が判断した者。

3. 前項各号の一に該当する者でも、次の各号に定める要件を満たし、本人自らが「不適格者に準じる者」に該当することを理解した上で、本人自書による資産の裏付けの記載された「申出書」が提出された場合は、顧客管理責任者による適合性の審査を経た後、総括責任者が承認した場合に限り、口座開設および取引の受託を行う。

- (1) 前項第 1 号または第 4 号に該当する者は、一定の金融資産（目安として 500 万円以上）を有していること。
- (2) 前項第 2 号に該当する者は、一定の収入（目安として年間収入 500 万円以上）を得ていることまたは一定の金融資産（目安として 500 万円以上）を有していること。
- (3) 前項第 3 号に該当する者は、本人に取引継続の希望があり、本人自書による「申出書」が提出されること。
- (4) 口座開設時に前項第 5 号に該当する者は、所定の必要書類に加えて本人自書による「申出書」が提出されること。
- (5) 取引継続中に前項第 5 号に該当する者は、本人に取引継続の希望があり、本人自書による「申出書」が提出されること。

第 7 条（商品先物取引の理解についての再確認）

当社では、本規則第 6 条第 2 項第 3 号に該当することとなった委託者が継続して電子取引等の取引を希望する場合は、あらためて「不適格者に準じる者」に該当することを通知すると

もに、委託者に電話等で商品先物取引のしくみ、ルール、リスク、電子取引等の特性等についての理解の再確認を行い、その理解の証として本人自書による「申出書」の提出を求める。

第8条（反社会勢力による被害の防止策）

当社は、反社会勢力を排除するため、別途定める「反社会勢力対応規程」に基づいて受託業務を行う。

第9条（不正資金の流入防止措置）

当社では、電子取引等の受託業務にあたり、仮名、借名等による不正な取引および不正な資金の流入を未然に防止するために次項以下の必要な措置を講じる。

2. 当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）に基づいた本人確認事務を行う。また、必要に応じて本人確認のための追加的措置を講じることもある。
3. 当社では、次の各号の一に該当する者を「公金取扱者」として規定し管理する。
 - (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局等の金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接または間接に係わる者。
 - (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等のノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接または間接に係わる者。
 - (3) 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接または間接に係わる者。
 - (4) 民間企業等において金銭、有価証券等の取扱いに直接または間接に係わる者。
4. 当社では「公金取扱者」を規定した書面を顧客に交付し留意事項の周知を図る。その上で、該当者には所定の必要書類に加えて「申出書」による申告を要請し属性情報の把握に努める。
5. 当社では、定期的に委託者の属性情報の的確な把握に努めるものとし、属性情報に変更が生じた場合には総合サービス部または管理部へ申し出るよう要請し、変更の申し出があった場合にはその情報を更新する。
6. 次の各号に該当する場合は、管理を必要とする対象者として以下の調査を開始し、その記録を10年間保存する。
 - (1) 「公金取扱者」の入金累計額が5000万円を超えることとなった場合には、電話等により資産状況等の調査を行い、その後の監視を強化する。
 - (2) 「公金取扱者」の入金累計額が1億円を超えることとなった場合には、当該委託者の資金であることの立証を求めるために証明書類（預金通帳等のコピー等）の提出を要請する。

第10条（受託および資金受付の停止）

当社では、電子取引等の受託業務にあたり、委託者が取引の開始後に次の各号の一に該当することとなった場合または当社が受託の継続を困難と判断した場合には、あらかじめその理由を当該委託者に通知した上で、その後の取引の受託を一時的にまたは完全に停止し新規の資金の受け入れを停止する。

- (1) 委託者とその属性等について虚偽の申請を行っていることが判明し、本規則第 6 条第 1 項各号の一に該当した場合。
- (2) 委託者の属性情報に変更の必要性が生じているにもかかわらず、当社の要請に基づく所定の変更手続き等に応じない場合。
- (3) 委託者が本規則第 6 条第 2 項各号の一に該当することが判明したにもかかわらず、本人自書による「申出書」の提出がない場合。または、「申出書」の提出があった場合でも顧客管理責任者または総括責任者より取引の継続を承認されない場合。
- (4) 委託者が本規則第 8 条第 3 項各号の一に該当することが判明したにもかかわらず、本人自書による「申出書」の提出がない場合。または、「申出書」の提出があった場合でも顧客管理責任者または総括責任者より取引の継続を承認されない場合。
- (5) 本規則第 8 条第 3 項各号に該当する委託者が、同条第 6 項第 1 号の調査に応じない場合または同条第 6 項第 2 号の証明書類等の提出の要請に応じない場合。
- (6) 委託者の取引口座内で不正な取引または不正な資金の預託が判明した場合には、当該委託者に対して速やかなる建玉の決済を要請するとともに、その後の取引の受託および新規の資金の受け入れを停止する。
- (7) 委託者の取引適格性に疑問が生じ、当社が不適格者として判断した場合。

第 11 条（受託契約締結前の書面等の交付）

当社では、電子取引等を希望する新規参入者に対して、商品先物取引の知識、しくみ、ルール、投機性および当社独自のルール、電子取引等のしくみの理解を得るために、受託契約の締結前に次の書面等を交付する。

- (1) 「契約締結前交付書面（通常取引契約）および別冊」
- (2) 「受託契約準則」
- (3) 「カネツ商事の証拠金制度概要および計算例」
- (4) 「取引証拠金一覧」
- (5) 「委託手数料一覧」
- (6) 「電子取引の契約に関する取り決め」
- (7) 「電子取引等の受託契約に係る特約」
- (8) 「カネツのロスカット口座および電子取引等におけるロスカット取引約款」
- (9) 「取引所システムについて」
- (10) 「カネツの口座管理ルール」
- (11) 「インターネット先物取引システム取次太郎・NEO 重要事項」
- (12) 「不正資金流入防止に係る協力をお願い」

第 12 条（適合性等の審査および手続き）

当社では、電子取引等を希望する新規参入者の適合性の審査を行う際、委託者の属性情報を把握するために次の各号の基本情報の記載された「口座設定申込書」の提出を求め、これを基に適合性の審査を行う。

- (1) 氏名、住所、性別、生年月日、家族構成、住居情報および届出印

- (2) 勤務先、勤務先住所、役職、職種、職業、連絡先および勤続年数
 - (3) 年収、流動資産額、投資可能資金額および収入形態
 - (4) 届出金融機関情報等
 - (5) 投資経験、取引動機および受託契約を締結する目的（取引の目的）
 - (6) パスワードの指定
 - (7) メールアドレスの届出
 - (8) その他当社が必要とする情報
2. 顧客管理責任者は、前項の書面での適合性の審査を行うほか、電話にて商品先物取引の知識、しくみ、ルール、投機性の理解度、経験、財産状況の精査および当社独自のルール等の理解度等を通して当社の電子取引等を行う上での適合性の審査を行い、その適合性等に問題がない場合は総括責任者の審査を仰ぐ。
 3. 総括責任者は、顧客管理責任者の報告を基に受託の適否についての最終判断をし、適合した者に限り口座開設および取引の受託を許可する。
 4. 当社は、総括責任者による最終的な適合性等の審査が終了するまでは、取引証拠金等の受け入れまたは取引の受託は行わない。

第 13 条（口座開設書類および保管、管理）

当社では、次の書類を電子取引等に係る口座開設の必要書類とする。

- (1) 「口座設定申込書」
 - (2) 「約諾書および通知書」
 - (3) 「カネツ商事の商品先物取引についての理解の確認書」
 - (4) 「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」
 - (5) 「差換預託に関する同意書」
 - (6) 本規則で規定する委託者の各種「申出書」
 - (7) 本規則第 9 条第 2 項に基づき提出を受ける本人確認書類
 - (8) その他当社が定める書類等
2. 前項の書類のうち「口座設定申込書」は、顧客カードとして総合サービス部および管理部で保管、管理する。

第 14 条（投機性等の開示）

当社では、電子取引等を希望する新規参入者に「契約締結前交付書面（通常取引契約）および別冊」を事前に交付することで、商品先物取引の投機性等の基礎知識について十分な理解を求めるとともに、商品先物取引は投資者自身の判断と責任において行う自己責任原則の取引であることについて理解と認識を得る。

第 15 条（投資可能資金額および管理）

当社では、電子取引等の新規参入希望者に「投資可能資金額」の意味することを事前に告知し、過度な取引とならないよう注意を喚起する。

2. 当社では、電子取引等を利用する委託者の投資可能資金額を定期的にチェックし、結果的に再申告の必要性が生じた場合には、顧客に対しその旨を連絡し、顧客が再申告をする意思がある場合には、再申告を依頼する等の管理を行う。

第 16 条(取引証拠金の額および告知)

当社では、取引証拠金として、委託者当初証拠金および委託者維持証拠金を定める。委託者当初証拠金は、取引を開始するのに必要な証拠金であり、委託者維持証拠金は、取引を継続するために必要な額である。

- (1) 委託者証拠金は、全ての上場商品につき、株式会社日本商品清算機構が定める額をもとに取締役会で定める。
- (2) 委託者への告知は、郵送または当社のホームページ上で行う。

第 17 条(委託手数料の額および告知)

当社では、電子取引等の委託手数料の額の決定およびその変更は取締役会の決議を経て行い、委託者への告知は郵送または当社のホームページ上で行う。

第 18 条 (受託に係る制限等)

当社では、電子取引等を利用する委託者に対して商品取引所の市場管理措置による受託の制限があることについて周知を図る。

2. 委託者保護等を考慮し、商品取引所の市場管理措置とは別に、当社独自のルールを設けている ことについて周知を図る。
3. 委託者保護等を考慮し、委託者からの取引の受託に各種の制限を設けることがある。ただし、その場合は事前に委託者にその趣旨、内容を告知した上で実施する。
4. 当社では、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限等について定期的に郵送または当社のホームページ上で告知する。

第 19 条 (取引に係る記録および保管)

当社では、電子取引等で受付けた注文は電磁的に記録し、これを 10 年間保管する。

第 20 条 (法令遵守および懲戒)

当社では、電子取引等の受託業務を担当する者は、商品取引所法その他の法令諸規則ならびに本規則を遵守するとともに、これら法令に定める禁止行為をしてはならない。

2. 前項に違反する行為が認められた場合は、別に定める「就業規則」に従い厳正な社内処分を行う。

第 21 条 (システム障害時の対応および報告)

当社では、電子取引の受託契約の締結に先立ち、システム障害時の対応および免責事項が規定された「電子取引の契約に関する取り決め」を委託者に交付する。

2. システム障害等が発生した場合は、別に定める「社内マニュアル」に沿って速やかに処理す

るとともに管理部へ報告する。

3. 関連部署は、発生状況、その後の対応および処理について「システム障害報告書」を作成して記録を残すとともに管理部へ提出し、再発防止策を講じる。
4. 管理部は、その内容が「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン（日本商品先物取引協会）」の規定に該当する場合は、日本商品先物取引協会に報告書を提出する等の対応を採る。

第 22 条（個人情報の取扱、保護措置および公表）

当社では、個人情報の保護を図るため、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）および「個人情報保護ガイドライン」（日本商品先物取引協会）に基づき別に規定を定め、入手した個人情報、ID、パスワード等の取扱いおよび保護に関して、その規定に従い必要な措置を講じる。

2. 当社では、委託者より取引履歴の開示請求があったときは、「商品先物取引業務に関する規則第 14 条の取扱要領」の定めに沿って行う。
3. 「個人情報保護方針」は書面および当社のホームページ上で公表する。

第 23 条（委託者相談窓口）

当社では、電子取引等に関する委託者からの問合せ、相談、苦情等に関する窓口は総合サービス部が担当し、その内容により管理部およびその他の関連部署が対応する。

第 24 条（広告および宣伝に係る管理措置）

当社では、電子取引等に関する広告・宣伝の実施に当たり、別に定める「広告等に関する規則」に従い適正に管理するものとする。

第 25 条（本規則の変更・届出および開示）

当社では、本規則の変更・届出および開示は以下の通りとする。

- (1) 本規則を変更する場合は、取締役会議に諮り承認を得る。
- (2) 本規則は、主務大臣および日本商品先物取引協会へ届け出るものとし、これを変更した場合も同様とする。
- (3) 本規則は、当社のホームページ上で開示する。

（付 則）

本規則は、平成 19 年 2 月 1 日より実施する。

本規則は、平成 20 年 8 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 20 年 12 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 22 年 4 月 1 日より改定実施する。

本規則は、平成 23 年 4 月 5 日より改定実施する。

以上